

青森県報

号外第百一号

平成十五年
十一月十四日
(金曜日)

目 次

告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営 改善課)…一

告 示

青森県告示第七百二十五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の三厩村区域の項の区分3の規定は、その共済責任期間の開始日が平成十七年一月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成十六年十二月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成十五年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表階上区域の項を次のように改める。

階上区域	1 内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル未満の水中に定置して営む漁業(以下「小型定置漁業」という。)
------	--

二の表白糖区域の項の次に次のように加える。

猿ヶ森区域 猿ヶ森漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業 2 底建網漁業
-----------------------	--

二の表今別町西部区域の項を次のように改める。

今別町西部区域 今別町西部漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業
---------------------------	--

二の表三厩村区域の項を次のように改める。

三厩村区域 三厩村漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 4 小型定置漁業
-----------------------	--

三の表猿ヶ森区域の項及び三厩村区域の項を削る。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
--------------------------------------	--	------------------------------